

# 牧口常三郎の国体観

## —「国体明徴論」における逆用のレトリック—

岩 木 勇 作

### 【目次】

はじめに

1. 教授上の国体観
2. 1930年代の国体観
3. 牧口の「国体明徴論」

おわりに

### はじめに

本研究<sup>1</sup>は、牧口常三郎（1871—1944）の国体観を明らかにすることを目的としている。牧口の国体観については、体制に従順であったとか、方便的に国体を賛美しただけ、といった様々な解釈が行われ、それを基に多様な牧口の人物像が描かれてきた。

第三文明社版『牧口常三郎全集』全10巻の第9巻において収録される予定だった「国体明徴と宗教革命」は、結局全集に収録されることはなかった。その事情は不明だが、推測するに倒閣を目的とする政局、軍部の要求などを背景とした国体明徴運動の矛先が、天皇機関説にあったことから、国体明徴に言及していること自体が天皇機関説排撃<sup>2</sup>を支持したと見られるリスクがあると判断されたということなのだろうか<sup>3</sup>。

牧口常三郎の「価値論」は、従来の真・善・美の価値体系を利・善・美に再構成した。牧口の「価値論」は、美＝個体的部分的価値、利＝個体的全体的価値、善＝社会的価値で構成されている。

---

Yusaku Iwaki（創価大学池田大作記念創価教育研究所客員研究員）

<sup>1</sup> 本研究は牧口記念教育基金会より委託を受けたものである。資料収集にあたっては、創価大学池田大作記念創価教育研究所の協力を得た。なお、本稿の引用文の字体は新字・旧仮名遣いで統一している。[] 内で訂正および補足の字句を挿入している。

<sup>2</sup> 1935年2月、貴族院議員・東大名誉教授の美濃部達吉の天皇機関説が右翼・軍部勢力等によって非難されたことに端を発した問題である。天皇機関説は、大日本帝国憲法下で確立された憲法学説で、統治権は法人である国家にあり、天皇は政府の最高機関の一部として、他の機関からの補弼を得ながら統治権を行使すると説くもの。

<sup>3</sup> 牧口常三郎「国体明徴と宗教革命」『新教』第6巻第2号、日本小学館、1936年2月15日、1～2頁。第三文明社版『牧口常三郎全集』未収録。本号資料紹介に掲載。

美・利は個人が評価し、善は社会が評価する価値である<sup>4</sup>。そして牧口は、この個体的価値（美・利）と社会的価値（善）がすべて揃っている状態を理想とした。つまり、個人の幸福と社会の繁栄の両立を理想としたのである。それは、個人の幸福を欠いた価値観に対して「空目的」、善の価値を欠いた価値観に対して「盲目的」というネーミングを行ったことから窺える<sup>5</sup>。利とは、個人の生命が存続する価値のことである。個人の生命の価値が著しく損なわれる戦時下において、この利の価値を価値体系に据えた牧口の考えは、多くの人間に勇気を与えるものであったのではないだろうか。

真・善・美の価値観が、戦争を真の極致、善の極致、美の極致とってはばからない時代において<sup>6</sup>、牧口の「価値論」は、松岡幹夫（2019）のいう「見えない反戦」の余地をもっていた<sup>7</sup>。松島庸貢は、牧口・戸田が検挙された1943年7月6日の約2ヶ月半後に、ルードルフ・ホフマン編、松島庸貢訳『最後の手紙 第一次世界大戦に於ける独逸の戦歿一般将兵の書簡集』（三亜書房、1943年9月20日刊）を出版している。訳者あとがきで、「終りにのぞみ本書出生の機縁をお聞き下さった恩師創価教育学会会長牧口常三郎先生、本書の出版を快諾せられた大道書房主創価教育学会理事長戸田城外氏」と、牧口・戸田のことに触れて感謝を述べ、次のような注目すべき文言を残している。「とにかく人間が自分の属する国家乃至民族のためにあらゆるものを犠牲にして生死の巷に活躍してゐる生活は善の極まれるものであると共に美の極致でもある」<sup>8</sup>。

「創価教育学会」の牧口を恩師と呼ぶ松島は当然、牧口の「価値論」を共有していたと推測することができる。松島は、美と善において戦争をよいものとして形容するが、利については触れなかった。真の価値に触れないことで自身の価値論の立場を表明し、利の価値に触れないことで戦争に対する抵抗を示唆している。これは消極的な抵抗かもしれないが、戦時下の言説として注目されるものだろう。牧口の「価値論」を共有している人であれば、なぜ「利」の価値に触れないのかということが理解できる。この文章自体も皮肉めいていて「利」について全く触れないことで、表面上は褒め称えながらも、戦争を批判しているように解釈できる。戦争は明確に個人の生命を脅かすものであるからである。

<sup>4</sup> 牧口常三郎『牧口常三郎全集』第5巻、第三文明社、1982年、325～333頁参照。以降、第三文明社版の『牧口常三郎全集』を『全集』と略す。

<sup>5</sup> 『全集』第9巻、1988年、312頁。

<sup>6</sup> 一例を挙げると、河飯捨蔵「現在の飛躍」（『大東亜』第11巻第1号、大東亜建設社、1943年1月）には、「それ故に戦争は、最も真なるものであり、最も善なるものであり、最も美なるものである。吾々は、此の真善美の極致を現実に見聞しつゝある。飛行機、潜水艦、巨砲、高速兵器等は悉く人間智識の限りを尽くし、真理のエキスとして組立てられたものである。将軍、提督、参謀官等が戦略を慮り、戦術を究めることは、国家民族の運命を賭して、人間智能の限りを尽くすことである。是等こそ、人間世界の真の極致なるものである。将兵は命令一下、全身命を捧げて、君国のために御奉公する。是れ以上の道徳が何処にあらうか。実に善の極致である。斯かる真の極致、善の極致こそ、美の極致なるものである。」（78頁、傍線引用者）とある。

<sup>7</sup> 松岡幹夫「仏教者の戦時対応に対する解釈の可能性——創価教育学会の事例に即して」『東洋学術研究』第58巻第2号、東洋哲学研究所、2019年、123～124頁参照。

<sup>8</sup> 前掲同書、324頁。

牧口は、1944年11月18日に獄中で逝去するが、戦後、戸田城聖のもと編纂発行された『価値創造』<sup>9</sup>には、牧口の思い出が度々掲載されている。この中で、岩本他見男は、「時に今でも記憶に新なる所は先生の価値論と国体明徴論であります。」<sup>10</sup>と、牧口の「価値論」と並べて「国体明徴論」を挙げている。牧口の「国体明徴論」とは一体どういう内容であったのか。「価値論」については、『創価教育学体系』第2巻の内容として、1931年3月に出版されている。「価値論」は1931年を出発点として、修正・発展しつづけた。

一方、牧口の「国体明徴論」はどうだろうか。独立した牧口著作として「国体明徴論」というタイトルは現在のところ、確認できていない。しかし、岩本の反応から「価値論」と同様に通説の構造を大きく変える可能性をもっていたことは推測できる。「価値論」と並んで記憶に残ったという牧口の「国体明徴論」が、政府の国体明徴論と軌を一にすると考えがたい。本稿では、牧口の国体観の変遷を辿り、牧口の「国体明徴論」を再構成することを試みたい。

牧口の国体観を分析した先行研究としては、村尾行一（2002）、松岡幹夫（2002）（2005）、伊藤貴雄（2004）（2009）（2011）、島蘭進（2006）がある。

村尾行一（2002）は、1937年3月に刊行された『国体の本義』（文部省）のテキストを参照しながら、国体の批判者として牧口を解釈している。それは特に牧口の獄中闘争において見られるとして、特高第二課によって作成された訊問調査（抜萃）における牧口の天皇凡夫説、忠孝説、そして天皇一元論を取り上げている。牧口の実一元論は、『国体の本義』の「祭政教一致」の見出しで始まる「天皇は祭祀によつて、皇祖皇宗と御一体とならせ給ひ」<sup>11</sup>を逆手にとって、伊勢神宮への参拝と神宮の大麻奉祀の拒否論を展開したと評価する。また牧口が獄中で天皇凡夫説を供述し、世間で現人神説に言及していることから、世間での言説（体制融和的）と獄中での言説（反体制的）のスタンスが立て分けられており、本心としては反体制的だが、弟子を守るために体制融和的な言説を行っていたと解釈する<sup>12</sup>。

松岡幹夫（2002）は、従来の戦時下の牧口の言動について、政府の宗教統制をかわしながら、宗教運動をすすめるというような外面的妥協説や、公然と日本政府に戦いを挑み、その政策、その方針を批判した、とするような全面対決説が提出されてきたが、いずれも本質を捉えた理解とは言い難いとする。国家との教育的対決を試みた牧口の言説は、妥協か対決か、といった二者択一的論理で割り切れるものではなく、牧口の場合、当時の軍部政府に対して妥協的にみえる部分には教育的態度が、また対決的にみえる部分には国家超越の態度が、それぞれ見え隠れしており、

<sup>9</sup> 『価値創造』（創価学会）は「創価学会会報」として第1号（1946年6月1日発行）～第17号（1948年11月15日発行）までが確認されている。

<sup>10</sup> 前掲『価値創造』第7号、創価学会、1947年12月1日、8頁。

<sup>11</sup> 前掲『国体の本義』26頁。

<sup>12</sup> 村尾行一『国家主義と戦った牧口常三郎』第三文明社、2002年、150～183頁。村尾の先行研究が執筆された背景が同書のあとがきに書いてある。それによると、ある大学教員による「牧口常三郎は平和主義者でもなければ反軍国主義者でもない。むしろ『国家のための教育』という教育観に染まっていた」という乱暴な牧口批判論に対する反論を書いてほしいという依頼がきっかけとなっている。

しかもこの両態度が、国家との教育的対決として実践的に統一されているとする。また、牧口の言う日蓮仏教と国体の一致は、田中智学が国体＝日蓮仏教と同一視し、国体を絶対化するのに対し、牧口は、国体を相対化しつつその内的超越を唱えていたとする<sup>13</sup>。また松岡（2005）は、牧口の天皇凡夫説を引いて、合理的思考によって神秘主義的な天皇＝現人神観を否定したとする。ただし、現人神に牧口が言及していることに対して、本音としては天皇凡夫説であるが、時局に配慮して会員に語ったのが現人神観であって、その現人神観も、天皇機関説的な解釈における現人神（人法一致によって現人神となる）であったとする<sup>14</sup>。

伊藤貴雄（2004）は、牧口の訊問調書（抜萃）のテキスト分析を行い、牧口の戦時下抵抗の特徴として、①天皇凡夫説、②教育勅語批判、③法罰論、④国家神道批判を取り上げて報告している。国家神道批判のセクションでは、牧口の実論を取り上げて、「天照大神一元論」と対比する形でその意義の説明を試みている。また伊藤（2009）では①②を、伊藤（2011）では③を詳細に取り上げ、同時代のコンテキストから、牧口の戦時下抵抗のあり方を丁寧に浮かび上がらせている。また、天皇凡夫説の解説において、牧口の「現人神」への言及は、方便的なものとも解釈できるが、牧口は「現人神」を政府とは全く異なる意味で用いており、その独自解釈は大正期以降一貫して唱えてきたリベラリズムに立脚したものであることを指摘している<sup>15</sup>。

島蘭進（2006）は、牧口の訊問調書（抜萃）の供述を取り上げて、牧口には、神社参拝の強制に対してあくまで抵抗しようとする戦略的な意志があったと思われるが、伊勢神宮への宗教的崇敬を否定する一方、天皇崇敬を肯定して、天皇一元論の立場をとる。宗教と天皇崇敬を区別して、天皇に感謝することは謗法にはあたらないという考えにたって信仰の自由を守ろうとしたとする。また、牧口の実論、現人神への言及は、村尾が解釈しているように弟子を守るための方便であって、本心ではないと受け取ることも可能ではあるが、天皇崇敬を説く裏面には当時の天皇の治世に対する批判的な評価があることを指摘している<sup>16</sup>。

岩木（2023）は、『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』のテキスト分析を行い、牧口は日蓮仏教と国体との一致を法華経受容の日本史を取り上げて説明し、国家生活の改造の基礎のためには、日蓮教学的な五重相対の批判によって国体観念の研究に進む必要のあることを述べていたことを取り上げている。そして、牧口がたとえ「国体」等の支持をしていたとしても、手

<sup>13</sup> 松岡幹夫「牧口常三郎の戦争観とその実践的展開」『東洋哲学研究所紀要』第18号、東洋哲学研究所、2002年、22～28頁。

<sup>14</sup> 松岡幹夫『日蓮仏教の社会思想的展開』ミネルヴァ書房、2005年、243頁および266頁の注57を参照。

<sup>15</sup> 伊藤貴雄「基調報告—牧口常三郎は国家政策の何に抵抗したか—」（『創価教育研究』第3号、創価教育研究センター、2004年、115～136頁）、同「牧口常三郎の戦時下抵抗（第1回）—天皇凡夫論と教育勅語批判を中心に—」（『創価教育』第2号、創価教育研究所、2009年、2～51頁）、同「牧口常三郎の戦時下抵抗（第2回）—聖戦思想批判を中心に—」（『創価教育』第4号、創価教育研究所、2011年、137～169頁）。

<sup>16</sup> 島蘭進「抵抗の宗教／協力の宗教—戦時期創価教育学会の変容」（『日常生活の中の総力戦』倉沢愛子他編、岩波書店、2006年、239～268頁）。

放しではなく、五重相対を援用した5つの批判を経ている可能性を指摘している<sup>17</sup>。

岩木(2023)を除いて、先行研究が戦時下の牧口の国体観を分析するために対象とした主要テキストは、特高第二課作成の訊問調書(抜萃)<sup>18</sup>と、1942年11月22日に開催された第5回総会の「全員座談会」における牧口の発言<sup>19</sup>である。どちらの資料においても、天皇一元論が提唱されているが、前者では「天皇陛下も凡夫であって(中略)天皇陛下も間違ひも無いではない」<sup>20</sup>(天皇凡夫説)があり、後者には「今上陛下こそ現人神であらせられる。即ち 天照大神を初め奉り、御代々の御稜威は現人神であらせられる」<sup>21</sup>(現人神説)との言及があるため、その解釈が研究者によって分かれてきた。

本稿では、牧口の「国体明徴論」を再構成することによってその解釈に補助線を引くことをねらいとしている。近年の国体論研究を代表する昆野伸幸(2019)によれば、そもそも国体論は「国体」に関する議論のことであるが、「国体」自体が極めて曖昧なものであって、時代状況や解釈者によってその定義に大きく幅が生じるものであるとする。また、国体論を最大公約数的に表現すれば、「皇室典範・帝国憲法制定に関する告文や教育勅語に端的に示されるように、日本の独自性を万世一系の皇統に求め、いわゆる天壤無窮の神勅に代表される神代の伝統と、歴史を一貫して変わらぬ国民の天皇に対する忠とがその国体を支えてきたと強調する議論だとひとまずいえる」と述べている<sup>22</sup>。

本稿タイトルで、「国体論」ではなく「国体観」を用いたのは、牧口がいわゆる国体論者として誤解されることを避けるためであり、さらには国体に関する断片的な見解等も拾い挙げる必要があるだろうという問題意識からである。以下、『牧口常三郎全集』全10巻を主な対象として、牧口の「国体」に対する言及の変遷を辿っていききたい。

<sup>17</sup> 岩木勇作「治安維持法下における思想犯転向輔導施策への牧口常三郎の対応に関する研究—牧口常三郎の『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』を読み解く—」(『創価教育』第16号、池田大作記念創価教育研究所、2023年、169～206頁)。

<sup>18</sup> 「創価教育学会々々長牧口常三郎に対する訊問調書抜萃」(内務省警保局保安課『特高月報』昭和十八年八月分、1943年9月発行)、『全集』第10巻、1987年に収録。『全集』第10巻の解題には「本巻収録の「訊問調書」は、特高第二課によって作成されたものである。なお、牧口に対する訊問は、特高第二課長自らが当たり、難解な個所など大半は牧口自身が筆答と判明している。」(370頁)とある。特高第二課で牧口の取調にあたったのは木下英二警部である。牧口を1943年7月6日に検挙した後、検事の指揮の下、警視庁では特高第二課によって調書が作成され、同年9月3日に検事局に送致した。牧口は同年9月25日に東京拘置所へ移送される。特高第二課の調書を参照して山口弘三検事による取調が行われ、検事が作成した調書に基づいて、同年11月20日に東京刑事地方裁判所に起訴(予審請求)される。訊問調書は、警察がでっちあげて調書を作成するケースや、警察が作成した調書をそのまま流用して検事が調書を作成するケースもあるようだが、宗教運動の研究資料として摘録が『特高月報』に掲載された「創価教育学会々々長牧口常三郎に対する訊問調書抜萃」は、その資料的価値から牧口の作文あるいは供述がかなり正確に反映されている可能性がある(「創価教育の源流」編集委員会編『評伝 牧口常三郎』第三文明社、2017年、444～450頁および459頁参照。ほか荻野富士夫『治安維持法の「現場」』六花出版、2021年、75～106頁参照)。

<sup>19</sup> 『大善生活実証録 第五回総会報告』創価学会、1942年12月31日、47～48頁に収録。

<sup>20</sup> 前掲『全集』第10巻、203頁。

<sup>21</sup> 前掲『大善生活実証録 第五回総会報告』47頁。

<sup>22</sup> 昆野伸幸『増補改訂 近代日本の国体論〈皇国史観再考〉』べりかん社、2019年、7頁参照。

まずは、教授上において牧口が国体に対するどのような言及を行っているかを確認しておきたい。すでに同作業は部分的に松岡（2002）でも行われているが、同論文の研究成果も参考にしながらその国体観の変遷を辿る。

## 1. 教授上の国体観

牧口は、『人生地理学』（文会堂、1903年）のひな形となる「山と人生」の講演において「我日本は島国にして又山国なり、愛国の情は二者によりて養成せらる。宜なる哉、万国比類なる〔なき〕国体を維持するや。」<sup>23</sup>と述べている。ここでは、島と山によって養成された愛国心が比類なき国体を維持してきたことが言及されている。また『人生地理学』（第19章気候、第4節風と人生）において弘安4年の台風に触れて「本邦が建国以来、国躰に於て些の外寇によりて傷けられざりしは重に島国の影響なることは既に観察したり。」<sup>24</sup>と島国という環境・位置が国体に寄与したと言及している。

牧口は、『人生地理学』（第28章国家地論、第3節国家の種類）において、一般的には政体による区別があるとして、君主政体、貴族政体、民主政体あるいは、専制君主政体、立憲君主政体、共和政体という区別を紹介している。とはいえ、この区別は単に各国家の内政上の形式の違いを示すに過ぎないため、地理学上の必要が認められない。地理学上に於いては国家の区別をする場合、単に政体上だけでなく、種々の方面により行うとして国体上の区別、国権上の区別を挙げている。その国体の区別を次のように述べている。

（一）、国体上よりの区別 国民結合の強度は国勢上に重大なる影響を与ふるものにして其程度は自然的民族の単複と建国の歴史に等差あること前陳の如くなれば、国家にして若しも此点より区別せらるべきものあらば其か地理学上要用なることは前の政体上の区別の比にあらず。然るに欧米各国を見るに合衆国、聯邦国、聯合王国等の名称ありて自ら国体の特質を表はし、且つ吾人の要求を表はすに最も近きもの、如ければ吾人は此等に対比すへき名称を附加して一種の区別をなすも不当にあらざるべし。但し此のみにては民族の単複と其結合の或る状態を表はすのみなれば尚ほ歴史的條件を表はすに足る一の区別を要す。然るに實際に於ては此條件を適当に表はし得へき特質を有する国家は世界中、唯だ一あるに過ぎざれば是と他の国とを区別すれば足れり。此等の考察により国躰上より国家を区別すること左の如し。

一、万世一系の君主を奉戴する単純民族 渾円球上唯だ日本あるのみ。其民族に於ては其起源上より見れば単一とは云ふ能はざるも、此等は既に大和民族に同化せられ、多少の異種原型なきにあらざるも是れ立国の上に何等の勢力を有するものにあらざれば、以て単純民族国と云ふも得へし。

二、単純民族国 特別の名称なき君主国及共和国を含む

<sup>23</sup> 『全集』第7巻、1982年、341頁。

<sup>24</sup> 『全集』第2巻、1996年、60頁。

三、合衆国 大不列顛及愛蘭合衆国、北米合衆国等

四、聯合國 同一の君主を戴くも、領土的區別を存するもの、奧斯太利、匈牙利国及び瑞典那威国等

五、聯邦国 聯合せる小邦には各旧来の君主ありて、内治的權力を握り、其上に更に共通の君主を戴きて結合するもの独逸は其例なり。

是れを法理学上より觀ば固より確然たる區別とは云ふ能はざらんも、現在に其名称ありて、而かも其間には依て生ずべき地的原因の説明せられ得べきものあれば地理学上に於ては之れを見逃し能はざるなり。<sup>25</sup>

この記述で興味深いのは、地理学的に考えた場合、国体上の區別とは、日本と他の国を區別するためだけに用意されたものという牧口の認識である。次いで、1912年に以文館から出版された『教授の統合中心としての郷土科研究』（第2章郷土科特設の必要を論ず、第2節基礎的觀念なき歴史教授と郷土科）において次のように述べている。

試に尋常小学日本歴史の第一頁を繙け、課題が「天照大神」で、欄外の見出しが「天皇陛下の御先祖」、「大日本帝国」ではありませんか。本文になれば「遠き御先祖」、「其の御威徳」、「天日のかがやける」、「伊勢の皇大神宮」、「まつり奉る」、「治め」、「国」、「子孫」、「君」、「宝祥」、「天壤」、「建国のもとゐ」、「代代の天皇」、「皇位」、「日向」等と、僅か三頁の間に続々と六ヶ敷い詞が出で来るではありませんか。諸君。此如き詞の意味を如何にして僅か十歳許りの児童に了解せしめんとはなさる。（中略）そこで極々讓歩した処で、よし明瞭確實に教科書編纂者の意志は悉く解せずとも止むを得ずとするも、少くとも此の一課を終つた以上は朦朧ながらも我が国体の尊嚴、皇祖の国を肇め給ひしことの高遠等だけは會得させ、之によつて忠君愛国の熱情を多少なりと養成するでなければ教科の目的は皆無となる訳でありませう。（中略）

今の 天皇陛下が解らずして何として天照大神が得解りませう。単に御真影を拝し奉つたのみの解り方で、果して皇祖の御威徳の高いことが解りませうか。郷土に於ける父母師長の

<sup>25</sup> 『全集』第2巻、1996年、350～351頁。傍線引用者。牧口常三郎『人生地理学』改訂増補第8版、文会堂、1908年も確認したが、初版と説明の異同はない。また当時の地理学教科書における「国体」の説明も紹介しておく。一例として、山崎直方『地理学教科書』（東京開成館、1903年）では「第二節 国体／いづれの国家を問はず、其統治権は或る少数者により、国民一般に対して行はるゝものなり。而して其權力の所在により、国体を別ちて君主国・共和国・豪族国の三種となすを得べし、国家の主権が一人の元首に属するときは、其国を称して君主国と云ひ、更に之を小別して専制君主国・立憲君主国となすを得、前者にありては統治の全権は君主一人の専用に任せられ、後者にありては君主は其権を総攬すれども、其運用は規定の典章に従ふべきものにして、国民の代表者は政治に参与するを得るを常とす。若し国家の統治権は国民全体にありて、国民は代表者を選んで之に其権を行はしむるときは、之を称して共和国と云ひ、又統治権が国民中一部の階級に存するときは、其国を名づけて豪族国と云ふなり、此最後のものは今は甚だ少し。」（24～25頁）と記述されている。

所謂威徳なるものが直接観察（即ち直観）にて解つたでなくして、如何にして 天皇陛下の御威徳が解し得られませうか。児童各自の家庭に於ける先祖なるもの、観念なくして遠き御祖父の観念が如何にして得られませうか。町村に於ける鎮守の氏神様の直観的観念なくして果して皇大神宮が想像されませうか。単に村社の外観、建物を知ったのみの小供に如何にして「大神をまつり奉れる」の意味が解せられませうか。郷土に於ける地方的区劃の大概にても観念なくして如何にして伊勢なる詞の意味が解せられませうか、地図によることなくして如何にして伊勢の大体の方位と彼等の地方との関係が解りませうか。郷土観察による地図の了解力なくして如何にして伊勢の地図を解する事が出来ませうか。単に日本全図を示したのみで、それで大日本帝国の観念を得せしめたと言はれませうか。郷土に於ける複雑多方面なる直観に基く智識の総合によらずして如何にして大体ながらも国なる観念を得しめられませうか。単に郷土に於ける有形的土地を観察せしめたのみで、それで国家なる全面の観念を得しめることが出来るとはいへませうか。郷土に於ける家庭、学校、町村等に行はれて居る所の「治める」と名けらるゝ現象の直観なくして如何にして「瓊瓊杵尊をして治めしめ給ふ」といふ意味を解せしめられませうか。もしも郷土観察の素養を得させなくして突然と「君なるべき」なる君を提出したならば、恐らくは児童は日常友人間に於て使用しつゝある君僕の君、と其の意味を取り違ふではあるまいか。<sup>26</sup>

牧口が冒頭に掲げている、難しい言葉をどうやって子どもに理解させようとするのか、という問題は、特に教育勅語や聖勅の文言等を子どもに教える場合、同時代の教育者の誰もが頭を悩ませていた。それに牧口は郷土における複雑多方面なる直接観察に基づく知識の総合という観点から一応の回答を試みている。天皇という観念も郷土の父母の直接観察から、「瓊瓊杵尊をして治めしめ給ふ」（天孫降臨）も郷土の家庭・学校・地域の「治める」という現象の直接観察から、獲得すると述べている。これは近くから遠くへ、具体から抽象へといった知識教授上の順番の問題とも言えるが、子どもが観念（知識）を獲得する方法でもあることが、同書（第28章政治現象の観察と実験、第1節政治の意義と権力の直観）を見るとよく分かる。

其処で本当に政治と云ふ観念を与へるには、どうしても先づ以上に於ける各方面の現象を直観させ、是れを以て国家の非常に複雑にして壮大なる政治機関を想像させる様にしなければ、到底言語や文章を以つて説明し得べき物では無からうと思はれます。郷土に於ける政治機関と云つても已に余程複雑な物でありますから、其の前に猶ほ学校に於ける政治、次に家

<sup>26</sup> 『全集』第3巻、1981年、19～22頁。傍線引用者。牧口常三郎『教授の統合中心としての郷土科研究』改訂増補第10版、創価教育学会、1933年は、教科書の記述の変更のため冒頭の「課題が「天照大神」で、欄外の見出しが「天皇陛下の御先祖」「天照大神の御徳」でありませうか。本文になれば「御先祖」「御徳極めて高き御方」「機屋」「けがす」「天の岩屋」「岩戸」「伊勢の皇大神宮」「神楽」「国」「王たるべき地」「皇孫」「皇位」「万世一系」「国体」「日向」「神器」等と、僅か三頁の間に続々と六ヶ敷い詞が出て来るではありませんか。」（同16頁）に変更はあるが、他の説明については初版とほぼ異同はない。

屋に於ける政治的現象等を観察させ、さうして先づ権力と云ふ事を認識させ、其処で権力の発動する機関が、乃ち所謂政治現象であると云ふ様に彼此比較対照させ、夫れから相似寄る点を抽象させて初めて無形の権力と云ふ觀念に達すべき物であらうと思ひます。

仮へば泥棒は誰れが捕へるか、巡査さんは誰れに命ぜられるか、普通の人民に出来ないことを巡査さんに出来るのは何故か、泥棒が巡査を恐るゝのは何故か。

何にか吾々に持たずして巡査のみ有する何にかあるであらうとの問ひによつて、力、権力、の觀念を小供に明確ならしむ。

かくして捕へられた泥棒は何処へ行くか、警察署からは何処へ送らるゝか、裁判所は何処にあるか、其処へ行つてから其の罪人は如何にされるか、誰れが調べるか、誰れが処分するか、裁判官は誰れに命令されるか。

吾々には勿論警察官にも持つて居ない或る力を裁判官が持つて居ることゝを推究させて、然る上に権力といふ觀念の内容を更に広くすること。

斯くして処分された罪人はそれから何処へやらるゝか、牢屋とはどんな所か、罪人が監獄におとなしくして命令を守つて居るのは何故か、誰れを恐れてか、其の恐れる力は何か、何れより監獄の役人は得るか。

斯くして尚ほ権力の觀念内容を拡張す。

斯の如き権力の源は何処か、天皇陛下は誰れが為めにかゝる罪人を御取り押へになる様に命令なさるか、もしかゝる悪人をこのまゝに放任しておいたら、誰れが其の害を受くべきか、然らばこれを取り捕へた結果幸福を直接に受けるものは誰れか。

吾等は斯の如き権力の下に安心して生活し得るのである。もし斯く取締るものがなかつたなら、銘々が刀劍、鎗、鉄砲等を用意して之を拒がねばならぬ。かゝる事をなすことを治め、又政治と云ふのである。

是れを学校に於ける教師が悪い生徒を処罰し、或は家屋に於ける父が腕白の小供を詰譴するのと比べさせて見ると其処の間に殆ど違ひはないのでありますから、つまり国家の権力が学校家庭に於ける権力の大きな物に過ぎないと云ふ事を了解させる。

権力を直観すると其の権力の源は何処かと云ふ事に思ひ当る事は当然の順序であります。其の権力の源は何かと云ふ点に至つて又学校の権力の源は何れかと観察させ、其の段々大元は校長にある事が解るとしたなら、夫れが果して最上の権力であるかどうかと研究させ、校長の上に又更らに監督官庁と云ふ上級の権力があり、結局其の一番大元は何処かと云へば、吾国の如き国体に於て 天皇陛下に帰する訳であります。<sup>27</sup>

牧口は、学校や家庭の権力に対する直観からその源を辿つていくと天皇に帰着するが、その国家権力は学校や家庭の権力の大きな物に過ぎないと述べている。天皇の神格化などは入る余地の

<sup>27</sup> 前掲『全集』第3巻、317～319頁。傍線引用者。前掲『教授の統合中心としての郷土科研究』改訂増補第10版は、引用箇所の説明について初版と異同はない。

ない認識である。また、同書（第28章第5節国家）において次のように述べている。

以上各説の国家の働きの其の源が天皇の大権に帰するので、其天皇の大権と云ふのは然らば何目的に依つて発動せられて居るかと云ふ事を更らに切り込んで観察させると、此処に初めて天皇の国家に対する位置と云ふ物が小供の頭に了解され得る事であらうと思はれます。

天皇陛下が日常の御政務と云ふもの、及び其御親任を戴いて輔弼の任に当る國務大臣、其の指揮監督を受けて働らいて居る幾多の文武百官夫等の関係と云ふ物は恰も吾々の手足や目や、耳や、口や鼻などが脳髓なる中枢の命令を守つて活動して居るやうな物である事を認識させる事が出来ませう。大権の発動する其の主体たる 天皇陛下は此等の文武百官なる機関を透して活動する、其の理由は決して天皇御自身の為めにするのにあらずして全く国家全体の御頭首となり御主人公となりて、下万民の為に御尽し遊ばされて居るのである、されば吾国に於ては国及び国の首長たる天皇は全く同心一体と申すべきで、君に忠を尽すのは乃ち国を愛する所以であると云ふ事を充分小供に了解させて置かなければなりません。<sup>28</sup>

牧口は、美濃部達吉の天皇機関説によりつつ、天皇は、天皇自身のためではなく、国民のために大権を発動するのだと述べている<sup>29</sup>。次いで1916年に目黒書店から出版した『地理教授の方法及内容の研究』（第32章日本地理総論の教授、第1節位置の教授）において、国際間に於ける位置について、「然る処幸に日本の国は歐洲の強大なる国と遠ざかつて居るが為めに、嘗ては、我國の文明の起原たる東洋の諸国が大概白哲人種の国に圧倒せられたに拘はらず、建国以来何等の国体に傷くことなく、世界万国に類なき国体を維持し得た所以のものは全く其の位置の然らしむる処であると云ふことまでに論及しなければ、真実に国の位置が了解せられたとは云へないのである。」<sup>30</sup>と述べている。これは『人生地理学』と同様の島国という環境・位置によって国体を維持しえたという言及である。

また、『地理教授の方法及内容の研究』（第32章第2節面積及び人口の教授）において、「国家を形成くる要素として土地と人民があることは、前に通論に於て述べたことであるが、此の土地と人民との諸要素は単に連絡のない群集であつては国をなすに至らない。之を統一する権力が確立しなければ国家をなさぬと云ふことは既に郷土地理に於て説明してあると思ふから、此の基礎觀念の上に我國の主権は、即ち万世一系の天皇にましまして、吾々国民から言へば上に万世一系の皇室を戴き奉るのであると云ふことを説明しなければならぬ。此の万世一系の皇帝を戴いて忠君愛国に富んで居り、さうして平和で円満に共同生活をなしつゝあると云ふことを説明しなければならぬ。」<sup>31</sup>と述べ、国家を形成するために、統一する権力を確立する必要があること、その基

<sup>28</sup> 前掲『全集』第3巻、325～326頁。前掲『教授の統合中心としての郷土科研究』改訂増補第10版は、引用箇所の説明について初版と異同はない。

<sup>29</sup> この解釈については、前掲伊藤（2009）の32～33頁を参照。

<sup>30</sup> 『全集』第4巻、1981年、273頁。傍線引用者。

<sup>31</sup> 前掲『全集』第4巻、277頁。傍線引用者。

礎観念を説明してから、追加情報として万世一系云々を説明しなければいけないこと。さらに、同書（第32章第3節日本地形の教授）について、「建国以来少なくとも前後三回は近隣の大陸国と生存競争上の大交渉があつたに拘はらず、此の金甌無欠の国体を維持して来た所以は大陸と接続しないと云ふことが大に与つて力があると云ふことは彼の蒙古の来襲に依て想像し得ることである。」<sup>32</sup>と、先ほどの記述と同様、島国という環境・位置によって国体を維持できていることを述べている。

ここまで見てきた牧口の教授上の国体観は、「万国比類なき」「万世一系」「金甌無欠」といった一通りの美辞麗句は付くものの、島国という環境条件によって維持しえなすぎないといった地理学的認識に基づくもので、かつ、学校・家庭の権力の拡張といった教育学的な原理原則および認識に基づくものであった<sup>33</sup>。むしろ、国体に関連する説明は、基礎的な観念を説明した後の追加分であったり、国体という区別が日本と他の国を区別するためだけに存在するというある意味で余分なものであることを明かしている。

## 2. 1930年代の国体観

ここでは、1930年11月18日に『創価教育学体系』（創価教育学会）第1巻を出版してから、1937年9月に『創価教育法の科学的超宗教的実験証明』（創価教育学会）の小冊子を出すまでの、1930年代の牧口の国体観を確認しておきたい。

1932年に創価教育学会から出版した『創価教育学体系』第3巻（第1章教育改造政策の要諦、第2節所謂思想善導の本末と緩急）において、国体観念の涵養について次のように述べている。

今までの教育指導階級は国体観念の涵養にあり、道徳教育の振興にありで教育の実績が挙ると考へて居た。而して「如何にしたら国体観念が涵養されるか」「如何にしたら道徳教育が振興されるか」に迄は考へ及ばずとも、教育家が何とかするであらうとして居た。然るを何ぞ知らん、幾年経つても其の方法は案出されず、其の人さへも見つからず。現在の行詰りを来したではないか。今になつて尚ほ且つそんな粗放なる鼓吹だけで安心が出来るであらうか。茲に至つて経世者も政治家も、今少し親切に教育家を鞭撻し督励し、擁護し協力して、組織的方案を樹てさすべき時期となつたではないか。

教育家は然らばその後を如何にすべきか。斯様に鼓吹は大であるに拘はらず「何故に国体観念が涵養されぬのか、何故に道徳教育が振興しないのか」との点を反省し、真面目に前途の方策を講ぜねばなるまい。<sup>34</sup>

<sup>32</sup> 同 282 頁。傍線引用者。

<sup>33</sup> 前掲松岡（2002）では、『人生地理学』、『教授統合の中心としての郷土科研究』、『地理教授の方法及内容の研究』の国体に関する記述の分析から、「国体を理想化し、それによって現実の国体及び国体論を批判する、という牧口の改革主義的手法」（26 頁）を見出している。

<sup>34</sup> 『全集』第6巻、1983年、21～22頁。

牧口は、共産思想などの危険思想の流行問題に対して、思想善導の声が高まっているが、指導者階級は、国体観念を涵養する必要性を叫ぶだけで、その方法を全く考慮しないことを批判している。どのように国体観念を涵養するかという方法に関する意識は、国体とは何かという内容への問いと繋がっている<sup>35</sup>。また、同書（第1章第3節教育の重要性並に其の特殊性）において教育行政の特殊性に触れた後に、

政治に於ては国民の意見を最も公平に代表する普通選挙に基づく立憲政体が既に実現され、経済に於ては階級間の闘争から共存共栄が次第に理解されんとし、道徳に於ては社会意識に基づく貢献的生活、学問に於ては社会学の発達が次第に完成に近づかんとし、漸次に高唱せられ、斯くてフランス革命によつて覚醒された個人本位の思想が世界大戦によつて今や社会本位の精神に革まらんとして居る。此等の明確なる意識〔義〕の基礎の上に建つてこそ世界唯一の国体として発達して来た我が国に理想郷が実現するであらう。

此慾求を裏切る現実社会の醜悪が精神上の欠陥に基因すること前陳の如しとすれば、之が救済は教育によつて為されなければならぬ。教育も終局に於ては最高なる宗教の力に基づかねばならぬのであらうが、併し昔思想善導を一手に引き受けて居た僧侶乃至宗教家が殆ど信用を失墜して、活社会と絶縁した今日では、教育のみによる外には具案の方策は立たないであらう。<sup>36</sup>

と、普通選挙に基づく立憲政体、共存共栄的な経済競争、社会意識に基づく貢献的生活、社会学の発達、社会本位の精神、といった基礎の上に建つてこそ、日本に理想郷が実現するとしている。この文章では「世界唯一の国体」というのは、「理想郷」の基礎ではない。また、この理想を裏切るような精神上の欠陥は従来の宗教ではなく、教育によって救済されなければならないとする。

1935年には、政府から第一次国体明徴声明（8月3日）、第二次国体明徴声明（10月5日）が発せられる。この頃から牧口にも国体明徴に関する言及が見られる。1935年8月29日に、当時創価教育学会の顧問でもあった学習院初等科長の石井國次<sup>37</sup>の自宅へ牧口と創価教育研究所所員の渋谷信義が訪れている。その際に、石井の国体論を拝聴した牧口がその所感を述べている。石井は、「大体子供といふものは利己心が強く、破壊性があり、残忍性があり、競争心が盛んな半面には嫉妬心が強く、卑劣にして不正直等といふ、種々な悪徳を備へて居る者であるが、神の御末であらせ給ふ陛下には、御幼少の時から、斯様な卑しい御性質の御持合せが無かつた。いつも御真面目で御正直で御公平で御情深くあらせられた。」<sup>38</sup>と昭和天皇の子ども時代を回想している。

<sup>35</sup> 前掲岩木（2023）の202～204頁参照。

<sup>36</sup> 前掲『全集』第6巻、34～35頁。傍線引用者。

<sup>37</sup> 1902年に学習院教授、初等科長となり、1936年2月に辞任。昭和天皇が学習院初等科に入学してから6年間主管（学級担任）を務めた。学習院を辞任後は、1936年に宮中顧問官に任ぜられた。『人事興信録』第11版改訂版上、人事興信所、1938年、イ170頁参照。

<sup>38</sup> 石井國次「今上陛下の御盛徳」『新教』第5巻第10号、1935年10月15日発行、2頁。

そして次のような国体論を披露する。

陛下が斯様にあらせ給ふのは、神の御末であらせられるからである。神代の昔から何千年連綿たる皇統、金甌無欠純粹清浄なる神様の御血統であらせられるからである。特に大正元年皇太子とならせられてからの御態度、将来天皇におなりになるのだといふ御自覚の出来させられてからは実にお立派なもので、全く生神様であらせられる。古来我国では天皇を現御神アキツミカミと申上げて居るが、真に陛下は現御神であらせられる。しかもかやうな現御神は吾が皇室にして御生れになるので、実に国体の精華であると思ふ。私が学校で大勢の子供を見てみると、徳川とか島津とか毛利とかの大大名の子や、近衛一條鷹司等大公卿の子は、他の子供等とは違って、どこか鷹揚な上品な、こせ／＼しない美しい性格を持つて居る。謂はゆる氏索性といふものは争はれないものである。僅か五百年や千年やの遺伝境遇でも斯の如くであるから、況して何千年か何万年か悠久の昔から絶対の御位置にあらせられて、臣下と競争する必要無く、臣下のえらくなるのを嫉視する必要も無く、不正直な事や卑劣な事を為さる可き必要も無い、其の御遺伝御境遇が現御神を産み奉る事は当然のことである。是が他の易性革命の国や共和政治の国と大いに違ふ所であつて、大日本は現御神を中心に奉戴して、一君万民一致団結せる神国であるのであります。

(中略) 御歴代天皇の御理想は此の天照大神であります。御歴代の天皇には此の天照大神が宿らせ給ふのであります。今上陛下が御幼少の時から非凡であらせられ、特に皇太子に立たせられて、やがては天皇にならねばならぬといふ御自覚の出来させられた時は、即ち天照大神の宿らせ給ふた時と申上げてよいであらませう。日本といふ国は有難い国であります。日本民族は恵まれた民族であります。吾等の中心には太陽と其徳を等しうする現御神を奉戴して居るのであります。

(中略) 今上陛下は未だ御年若ではあらせられるが、御前へ出ると誰でも御威厳に打たれる。きれいに澄み渡つた御心鏡に、こちらの醜い姿がはつきり写るから、卑しい心が持てなくなり、虚偽を申上げることが出来なくなる。伊勢の大神宮様の神前にぬかづく時の気分と同じになる。そこでどの政党と雖も甚しき勝手な政治が出来なくなつて、正しい政治に落付くのである。是が共和政治の国は勿論、其他の国々と比較して、我が国体の非常に優れて居る点であります。<sup>39</sup>

これが昭和天皇が学習院初等科に在籍していた際に6年間主管(学級担任)を務めた石井の国体論である。初等科時代を知っているからか、成長や自覚また遺伝や環境といった条件によって「御現神」となったとする。また日本の国体の優れている点として、天皇の人格を挙げている。

牧口は、石井の国体論に一通りの謝礼を述べた後、国体明徴問題に触れている。そして、指導

<sup>39</sup> 前掲、石井國次「今上陛下の御盛徳」2～3頁。傍線引用者。

者階級の認識作用と評価作用の混乱に触れ、その混乱の源泉である嫉妬軽蔑の感情に言及した。「美濃部博士の「天皇機関説」の論争などにしても、三十年間も黙認してゐた今日初めて起つた事及び起つては来たもの、敵も身方も冷静に真理を追求し、あくまで真理には服従せんとする純真さよりは、怨嫉軽蔑の情が湧き立つために、結局は有耶無耶の水掛け論に終りはしな [い] であらうとか想像するに難くないことなども、畢竟この禍といはねばなるまい。」と天皇機関説事件を真理上の問題というよりは、単に感情の問題であると切り捨てている。さらに、法華経が正邪善悪の鑑定に欠かせないとして次のように述べる<sup>40</sup>。

幸に斯かる明天子を奉戴する世界無比の国民の指導階級に位する教育者、智者、賢者等が、其の地位を自覚し、真に国体の明徴を期し、その使命を完了せんとするならば、退いてその独を慎しみ、己の欲せざる所を人に施す勿れ、といふが如き消極的小乗教的道徳の実行に安んじ、一己の安全を謀るよりは、進んで積極的大乗教的道徳に覚醒し、国家社会の安全繁栄のその中に自己の幸福を見出すことでなければならぬ。それが為には悪に対する直接の反抗は、これをその筋の分担者に任せておいて可なりとしても、己の如かざる善の中でも大善に対しては、傍観の日和り見の態度であつてはならぬ。況やたとへ些でも嫉妬心を以て冷眼視したる結果、その大善の流布を妨げるが如きに至つては 陛下の御高德に対し奉つて、誠に申訳ないことと云はねばなるまい。現在の憂婁には混濁したる末流の浄化に勞するよりも、上流の混濁を予防するのが急務にして且つ賢明の策であらふ。

「嫉妬軽蔑」といふ唯これだけの一心さへも、吾々が駆除することが出来たならば、如何なる思想でも人間でも、少しの忌憚もなくまた畏るる所もなく、明かに認識することが出来、然る上で正しき評判が下されるであらう。果して然らば、それが出来なかつたために昔から未解決のまゝに持ち越されて居る教育宗教上の幾多の問題が解決されるであらう。斯くて正邪善悪の価値判定が真に出来た上で初めて思想の善導も可能とならふ。<sup>41</sup>

牧口は、天皇機関説事件は、認識作用と評価作用の混乱であり、「怨嫉軽蔑」の感情問題であると述べた後に、指導者階級が、「真に国体の明徴を期」するのならば、「進んで積極的大乗教的道徳に覚醒し、国家社会の安全繁栄のその中に自己の幸福を見出すことでなければならぬ」としている。これは日蓮仏法に目覚め、牧口の「価値論」を共有するということになるのだろうか。また、指導者階級の感情問題が駆除できれば「天皇機関説」も正しく認識され、評価されるだろうと述べている。

現在確認されている資料として、牧口が「宗教革命」を提唱し始めるのは、巻頭言「教育改造と宗教革命」（『新教』第5巻第11号、日本小学館、1935年11月15日）からである。この頃から、

<sup>40</sup> 牧口常三郎「御盛徳拝聴所感——教育者は如何にして此の大御意を奉体し且つ教材化するべきか」『新教』第5巻第10号、1935年10月15日発行。4～6頁。『全集』未収録。本号資料紹介に掲載。

<sup>41</sup> 同6頁。傍線引用者。

宗教革命と国体を関連付けて論じるようになる。同第11号掲載の巻頭言は、次号掲載の牧口論文「赤化教師の完全転向は如何にして可能なるか」とセットになって、1936年初頭頃に小冊子として配布される。そのタイトルが『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』（創価教育学会）である<sup>42</sup>。

巻頭言「教育改造と宗教革命」は、教育改造も宗教革命まで及ばなければ不十分なものとなるとして、「然らばその宗教革命は如何にするか。現代の科学とは背反するものとして、マルキスト並にすべての科学者達から擯斥を受け、阿片の如く信を失墜してゐる既成宗教を、思ひ切つて抛棄しなければならぬ。然して後、更に科学的文化生活に合致して一害なく、且つ完全に国体に契合すべき真実の宗教を選定しなければならぬ。」と宗教革命の方法として、現代科学と背反する既成宗教を放棄して、科学的文化生活および国体に合致する宗教を選定することを挙げる<sup>43</sup>。

1936年の『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』では、巻頭言「教育改造と宗教革命」で示された宗教革命が、赤化青年の完全転向<sup>44</sup>の根拠になっている。巻頭言で言及されていた宗教革命とは、現代科学と背反する既成宗教を抛棄し、科学的文化生活、国体に合致した宗教を選定することであるが、牧口は改めて「さてその宗教革命の問題に入るに当つて、如何なる宗教を選定すべきか。（中略）要するに科学に背反せずして、しかも現当二世の生活原理たるべきものたること、「古今ニ通シテ謬ラス、中外ニ施シテ悖ラス」と教育勅語に仰せられた神ながらの大道に合致して、所謂日本精神の根柢たるべきものでなければならぬ<sup>45</sup>と条件付けている。

つまり、科学的で、現在未来の生活を保証する原理を持ち、今も昔も間違いなく、どこであっても道理に背かない宗教を選定すべきということになる。牧口によれば、その最高の宗教とは、「日蓮正宗」および法華経である。そして国体と一致するかどうか、を次のように説明している。

されば日本国体に違背したる幕府に容れられないのは徳川時代でも同様であらう。是に於てか当時の政権に阿附迎合して、その勢力を得てゐた諸宗並に日蓮各派の中にありて、あくまで宗祖の正意を頑強に伝えて屈するところないのが、日蓮正宗唯一つあるのみとせば、明治の世になつて初めて顕はれることに怪しむ所はあるまい。蓋し覇道をしりぞけ、皇道を顕揚し、天壤無窮の神勅に合致するが故である。

聖徳太子や桓武天皇は申すに及ばず、和氣清麿でも、菅原道実でも、楠正成でも国史中の最大忠臣は皆法華経の信者であり、徳川光圀、加藤清正、大石良雄、大塩平八郎、相馬大作、佐久間象山、勝海舟等諸英雄なども悉く法華経の信者であつたことを思ひ合せると歴史家の

<sup>42</sup> 牧口常三郎『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』（創価教育学会）は、『創価教育』第16号、池田大作記念創価教育研究所、2023年に収録されているので参照されたい。また、『新教』第5巻第12号掲載の牧口常三郎「赤化教師の完全転向は如何にして可能なるか」（傍線引用者）と同小冊子を比較するとタイトルに異同があり、本文は同一である。

<sup>43</sup> 『全集』第9巻、第三文明社、1988年、5頁。

<sup>44</sup> 前掲岩木(2023)を参照。赤化青年の完全転向は、一応は、転向者の生活保証と解釈しておいて差し支えない。

<sup>45</sup> 前掲、牧口常三郎『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』（『創価教育』第16号、273頁。）

宗教に対する無識、歪曲から殊更に之に触れることを避けた為に教育社会には一向注意をされないで来たのであるが、法華経が日本国体といかに親密の関係があるかを察せられやう。「古今ニ通シテ謬ラス中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられた「神ナカラノ大道」と契合するからである。と断定するに異議はあるまい。<sup>46</sup>

ここでは、歴史性によって「日蓮正宗」および法華経と国体との一致の説明を試みている<sup>47</sup>。そして、創価教育学との関係を論じるに及んで、創価教育学は教育方法の研究が主であるが、教育内容の研究対象である国体観念の徹底にまで及ぶ必要があること。また赤化青年の完全転向とは、宗教革命を前提とした教育改造によってのみ可能となると結論付けている<sup>48</sup>。

1935年11月以降、牧口は宗教革命と国体を関連付けて論じるようになったが、牧口常三郎「国体明徴と宗教革命」（『新教』第6巻第2号、日本小学館、1936年2月15日発行。1～2頁）には、タイトルにそれが表れている。牧口は、第一次・第二次国体明徴声明およびその問題に触れつつも、筆路を別の方に向けていく。「それよりか遙か適切なことは、小・中学校の実際生活に於ける国体明徴の取扱ひ方の問題であらう。国史中の最大忠臣の一人としての和気清麿を、学校で教授するに当り、「宇佐八幡宮の神託を如何に取扱つてあるであらうか」の疑問がそれである。」<sup>49</sup>と小中学校の国史における国体明徴の取り扱いに言及し、宗教問題である神託を、捏造等の唯物論的解釈ですませてよいのか、と政府の神社非宗教論の立場にゆさぶりをかけている。

斯やうにして敢て事実の否定はしないでも、進んで肯定もせぬ不即不離の指導に従つた学校教師は、やはり半信半疑の態度を以て、架空想像のお伽噺くらゐにしかして居ないではないかと思はれる。果して然らば、虚妄なる伝説の上に、歴史の事実を結び付けて国民の信念を確立せしめんとするもので、影響するところの甚大なる由々しき問題ではないか。こんな事で国体の観念の涵養が出来るであらうか。

(中略)

是は決して平凡なる歴史上の小事ではない。天壤無窮の御神勅の現実なる証明となつてこそ、初めて万邦無比なる日本国体の明徴の根柢が得られる。さもなければ肇国の御神勅でさへも、やはり非現実の一神話と見做されるの危険がないと限るまい。然らば形式的に国体の明徴を何ほど繰り返した所で、徒勞であることが解るでないか。

国史教育をこゝまで徹底しなければ、国民教育の価値がないことが解ると共に、宗教革命にまで至らなければ、その徹底が期し難いことが明かとなつたであらう。吾々が袖手傍観し

<sup>46</sup> 前掲、牧口常三郎『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』（『創価教育』第16号、276～277頁）。傍線引用者。

<sup>47</sup> 前掲松岡（2002）でも、「歴史的角度から“反国体の武家政権に反対した日蓮正宗こそ真に国体に合致した宗教である”との主張がなされた」（26頁）と述べている。

<sup>48</sup> 前掲、牧口常三郎『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』（『創価教育』第16号、277頁）。

<sup>49</sup> 前掲、牧口常三郎「国体明徴と宗教革命」1頁。

能はぬ所以である。

然らば各自の宗教革命を断行して最高宗教の信仰にまで達すればその辺の理解も出来るであらうか。吾々は出来ると断言し得る確信を持つ。ともかくも、宗教上の史実を宗教無視の唯物論的解説だけでは、断じて理解し得られぬといふことだけは、是非共明記しなければならぬ。<sup>50</sup>

牧口は、神託という存在を適切に扱えぬのであれば、虚妄の伝説の上に、歴史的事実を結び付けるもので、影響の大きい問題である。こんな事で国体観念の涵養は出来るのか。宇佐八幡宮の神託が現実的な証明となつてこそ、国体明徴の根拠が得られる。でなければ、御神勅も非現実の神話と見做される危険性がないとも限らない、と述べている。これは、ほとんど皮肉めいた言辭で神託を適切に扱えないことを分かった上で、あえて言及していると考えられる<sup>51</sup>。

1937年9月5日発行の小冊子『創価教育法の科学的超宗教的実験証明』（創価教育学会）では、第7章（宗教研究法の革新と家庭国家の宗教革命）において、宗教革命によって「科学的検討に堪へるものにして、しかも現在未来の二世に亘つて、安全生活を保証する力を有するもの」<sup>52</sup>を選定し、「国体との関係を徹底して、すべての宗教を検討すると、結局は無上最大なる仏法の極意を伝える「日蓮正宗」唯だ一となる」<sup>53</sup>と述べている。注目したいのは、国体との関係の大きな部分を「日蓮正宗」が担っているということである。ここでも国体との一致は重要な問題となっており、「所謂日蓮主義者の多くの中には、右翼的団体として、国体と背反するが如き詭激の行動をなすものがあつたには相違ないが、そこに初めて「日蓮正宗」の真価が表はれるのである。」<sup>54</sup>、「其上に、日蓮大聖人の本意を少しも曲げず、仏教の極意を最も忠実に伝統したために、徳川幕府の終りまで、絶へず非常なる圧迫を受け、幾多の法難に遭ひ、明治に至つて初めて、忌憚なき生存権が確定された日蓮正宗こそ、自ら国体と親密不二の関係を証明してゐるものである。」<sup>55</sup>と、牧口の説明によれば「日蓮正宗」の歴史性が国体との一致に大きな役割を果たしていた。

1935年に入って、国体との一致に言及するようになるのは、第一次・第二次の国体明徴声明や赤化青年の転向者らを機関誌の編集員などに受け入れたことと無関係ではない<sup>56</sup>。何より国体と一致していると表明することは治安維持法下では、生活保証の基礎となる。

<sup>50</sup> 同1～2頁。傍線引用者。

<sup>51</sup> これも後述の「逆用」事例の一つとして解釈することができる。

<sup>52</sup> 『全集』第8巻、1984年、81頁。

<sup>53</sup> 同90頁。

<sup>54</sup> 同88頁。

<sup>55</sup> 同89頁。

<sup>56</sup> 1935年6月以降から渋谷信義を筆頭に、赤化青年の転向者らを受け入れている。前掲岩木（2023）の174～175頁を参照。

### 3. 牧口の「国体明徴論」

「はじめに」で岩本他見男の「国体明徴論」証言に言及したが、戦前に刊行された『価値創造』の最終号である第9号2面に岩本の体験談が掲載されている<sup>57</sup>。その体験談によると、1941年10月に信仰し始めていることから、1941年10月頃以降に牧口の「国体明徴論」に触れたのだと考えられる。

その「国体明徴論」の手がかりが、『価値創造』第6号にある。1941年11月初旬に前文部次官石黒英彦を神尾武彦、片山尊、辻武寿が「指導者階級折伏行」として訪問している。その際の話の目次立てが、簡潔に『価値創造』第6号（1942年2月1日付4面）に掲載されているがそこには「○石黒前文部次官折伏（片山氏）／イ、教育論、平重盛は大不忠臣／ロ、国体明徴論」とだけ記載されており、そこから肝心の内容までは分からないが、片山が石黒に対して、「国体明徴論」を話したことが窺えるのである。当時の創価教育学会の指導方針は牧口常三郎によるものであるから、この「国体明徴論」も牧口の言説をベースにして展開していることが推測できる。この石黒との対話の内容は、『大善生活実証録 第4回総会報告』（創価学会、1942年8月10日発行）に「前文部次官石黒英彦訪問記」として掲載されている。内容を確認すると、さきほど見た目次立て通りに、教育論、平重盛に触れて、最後に「国体明徴論」とおぼしき内容を片山が語り、石黒が答える様子が描写されている。

次に片山より、閣下は文教の府たる文部省に於て指導的地位〔地位〕にありたる方なるが、現今、天皇陛下と天照大神とを二元的に見奉るが如き、教派神道的思想の跋扈を許すは如何にと質問し、国体観につきて明確且つ整然たる理論を展開すれば、石黒氏、あまりの整然さに驚きの目を睨りつゝ、之に聴き入り、君等はさすがに大きな問題を持つて来たといはれしが、年来寛博士に養はれたる謬見の一度に改めることもなし得ざりしか、余五十年來寛博士の弟子にして今日あるなり、諸君に如何に云はれるとも信念なるが故に動ぜずと。<sup>58</sup>

石黒に対して片山は、天皇陛下と天照大神の二元論的な考えについて難詰している<sup>59</sup>。つまり、「国体明徴論」としては、天皇と天照大神を一元論的に見做すということが主たる内容となるわけである。この天皇一元論は、それだけだと表面的には政府の「国体明徴声明」や、それを受けて書かれた『国体の本義』（文部省、1942年）が「大日本国体」の見出しで記述している「かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまに／＼我が国を統治し給ふ現御神であらせられる。この現御神（明神）或は現人神と申し奉るのは、所謂絶対神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一体であらせられ、永久に臣民・国土の生成発展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すの

<sup>57</sup> 小泉隆「不良少年善化の証明」『価値創造』創価教育学会会報第9号2面、1942年5月10日発行。

<sup>58</sup> 前掲「前文部次官石黒英彦訪問記」50頁。

<sup>59</sup> この二元論的な考えは、各教派の最高神と天照大神の序列によるものと推測できる。

である。」(23～24頁)と軌を一にした、単に天皇現人神説を容認したもののように見えてしまわないだろうか。

次いで、天皇一元論を説いた牧口の発言を確認しておきたい。牧口は、1942年11月22日に開催された第5回総会の「全員座談会」において、神社問題が議題に上がり、次のように発言している。

牧口先生 この問題は将来も起ることと思ふから、此際明確にして置きたい。吾々は日本国民として無条件で敬神崇祖をしてゐる。しかし解釈が異なるのである。神社は感謝の対象であつて、祈願の対象ではない。吾々が靖國神社へ参拝するのは「よくぞ国家の為に働いて下さつた、有難うございます」といふお礼、感謝の心を現はすのであつて、御利益をお与へ下さいといふ祈願ではない。もし、「あゝして下さい、こうして下さい」と靖國神社へ祈願する人があれば、それは恩を受けた入に金を借りに行くやうなもので、こんな間違つた話はない。天照大神に対し奉つても同様で、心から感謝し奉るのである。独り天照大神ばかりにあらせられず、神武以来御代々の天皇様にも、感謝し奉つてゐるのである。万世一系の御皇室は一元的であつて 今上陛下こそ現人神であらせられる。即ち 天照大神を初め奉り、御代々の御稜威は現人神であらせられる 今上陛下に凝集されてゐるのである。されば吾々は神聖にして犯すべからずとある「天皇」を最上と思念し奉るものであつて、昭和の時代には 天皇に帰一奉るのが国民の至誠だと信ずる。「義は君臣、情は父子」と仰せられてゐるやうに、吾々国民は常に天皇の御稜威の中にあるのである。恐れ多いことであるが、十善の徳をお積み遊ばされて、天皇の御位におつき遊されると、陛下も憲法に従ひ遊ばすのである。即ち人法一致によつて現人神とならせられるのであつて、吾々国民は国法に従つて天皇に帰一奉るのが、純忠だと信ずる。天照大神のお札をお祭りするとかの問題は万世一系の天皇を二元的に考へ奉る結果であつて、吾々は現人神であらせられる天皇に帰一奉ることによつて、ほんとうに敬神崇祖することが出来ると確信するのである。またこれが最も本質的な正しい国民の道だと信ずる次第である云々。<sup>60</sup>

牧口の説明によれば、国民として敬神崇祖するが、解釈が異なる。感謝の対象と祈願の対象は別である。感謝の対象に、ご利益を与えてくださいというのは、あまりに筋違いである。神社、天照大神、歴代の天皇は感謝の対象である。今上天皇を現人神とすることによつて、天照大神から万世一系の皇室の歴代天皇を一括りにして、感謝の対象として一元化する。また現人神となるのも無条件ではなく、徳を積み、天皇の位について、憲法に従うことによつて現人神となる。その憲法に従っている天皇に帰一するのが国民の忠であるとする。むしろ現人神であることによつて一元化できているのであつて、天皇が現人神でないとする一元化できない。そもそも天皇一

<sup>60</sup> 『大善生活実証録 第五回総会報告』創価学会、1942年12月31日、47～48頁。傍線引用者。

元論は、現人神説を含意しているはずである。

また、牧口が1943年7月6日に治安維持法違反及び不敬罪の容疑で検挙されて以後、作成された訊問調査（抜萃）では、「御本尊と所謂日本の神々との関係は如何」という問に対して牧口の天皇一元論に関する供述が行われている。

日蓮正宗は始めから、此の硬派〔参詣無用〕の旗頭で「神天上」とは各神社に祭られた神々は天へ上つて社殿は空虚になつて、其の代を悪鬼が後に入つて居るから、参詣する必要はなしと謂つて神社参拝を拒否して居たのであります。

伊勢の皇太神宮に対しましても、同様の意味で天照皇太神は天へ上つて後は空虚で悪鬼が入代つて居るから、そんな処へ参拝する必要なしと云ふのであります。

之は本尊に帰依しながら他の神仏を拝む事は謗法になりますので、宗門では謗法を強く戒しめて居ります処から、左様な理窟を付けたのであると思ひます。

私の伊勢皇太神宮に対する観念の真意は矢張り其処にあるのでありますが、左様に説いては世間の誤解を招く虞れもありますし、問題を起しますから私は学会員に対しては天照皇太神、天皇と謂ふ二元論で無く 天皇一元論を樹てて居ります。

即ち天照皇太神は御皇室の御祖先でありますから、其御神徳は歴代の天皇の御位に継承されて現在では、今上天皇陛下に悉く伝へられ、それが御稜威として現世に輝き下万民を照し幸福なる生活が出来る所以でありますから、憲法第三条にも「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と御定めになつて居るのであります。

故に私達は忠孝の場合と同様一元的に「天皇一元論」で天皇陛下を尊崇し奉ればそれでよし、伊勢の皇太神宮に参詣する必要なしとの信念で来ました。天皇陛下を尊崇し奉れば天照皇太神も尊崇し奉る事になります。

所謂敬神と祈りとを区別して信仰の対象を定める事が生活上大切な事と思ひます。過去の功德功勞を感謝し奉ることと其の上に報恩の誠意を現はすと共に、其れを身に行ふのみならず未来に希望を申し上げて祈りを為す事の二階級がそれであります。「心だに真の道にかなへなば祈らずとても神や守らむ」と日本国民の古来よりの信念は現在の生活に於て各々国民が誰れでも実証して疑ふ能はざる処であります。

天照皇太神に対し奉つて今上陛下より特別の仰せがある者は別として吾々国民が直接に御祈願の途は、今上天皇陛下を通じ奉らねばあり得ない訳と存じます。感謝以上の御奉公の途も然りと存じます。天皇陛下の御稜威は文武百官の機関を通じて、国民の安全幸福に現はれて居ります。万一足らない所があれば議会其他の機関に依つて請願が出来るのであります。

果して然らば吾々は現在の 天皇陛下以外にどなたに対し奉つて祈願すべきでありませうか、但し尊敬、感謝の誠意を凡ての神々に怠つてならぬ事は知恩報恩こそ人間の途であるが故であります。

畏くも 陛下におかせられても、御病気には医師の申上げを嘉納して御全快を計られざる

能はずと同様、御病気になられない法等の御生活の法を御採用になり、因果の法則に御従ひ遊されなければなりません。若しも其の根本大法が御明らかにならせ給ふならば如何に御安泰に国家が繁栄し、国運が隆昌になり桓武天皇の延暦の御代が再現されます事でありませうかと存ずる次第であります。

天照皇太神に対する私達の観念は、只今申上げた通でありまして、宗祖日蓮聖人以来宗門が採用して来た謗法折伏の信念は誠に強烈なもので、他の神宮神社や他宗信仰に就ても前と同様の観念でありまして、殊に他宗派信仰の謗法を破折する為めに念仏無間、禪天魔、真言亡国、律国賊等の格言を極言せられたのであります。<sup>61</sup>

この二つの資料が、牧口自身が語ったものとして現在確認できるところの「国体明徴論」の内容と言ってよいだろう。牧口の「国体明徴論」は、「神天上」説により神社参拝を拒否したいのが本意であるが、世間の誤解を避け、会員が問題を起こさないように立てたレトリックである。感謝と祈願の対象を区別し、天皇一元論で、天照大神から歴代天皇および今上天皇を現人神として、感謝の対象としてひとまとめにする。そうすることで信仰の対象を確保した。

さらに、この牧口の「国体明徴論」の意図を明確にする資料として片山尊の遺稿（以下、「遺稿」と略す）<sup>62</sup>を提示しておきたい。前述の石黒との対話で行った「国体明徴論」の意図が片山の「遺稿」によって明らかになっている。「遺稿」は片山の1938年の入信時期から出獄後の1944年を書いた自叙伝である。以下で引用するのは、片山が1943年7月20日に検挙された後、警視庁において特高第二課に取調を受ける中で、「日蓮正宗の信仰と皇大神宮の礼拝に就いて」という題で、調査作成用の作文を書かされている場面である。人名等の表記は、諸資料を参考に引用者が補足した。

四五日掛って経歴関係の調べが終わると、いよいよ信仰思想の本筋の問題が取り上げられ始めた。

恐らくは特高二課を指揮している検事からの出題なのであらう、本番に掛ったら徹底的に破折し尽くしてやらうとの意欲が猛然と湧き上がって来た。

——日蓮正宗の信仰と皇大神宮の礼拝に就いて——

<sup>61</sup> 『全集』第10巻、1987年、205～208頁。

<sup>62</sup> 片山尊の直筆遺稿（上・下巻）、A4の400字詰め原稿用紙227枚（197枚目が欠落）。御遺族より資料提供があった。片山尊（1917—1995）の入信時期（1938年4月頃）から出獄後（1944年8月頃）までを三人称視点で書いた自叙伝である。登場人物には仮名が使用されており、「遺稿」の表紙には、片山尊の実弟・瑞氏作成による登場人物の仮名・本名の対応表のメモが貼り付けられている。執筆時期は1958年頃と推定される。片山尊は、創価教育学会の初代青年部長を務めた人物で、牧口・戸田の検挙後、片山も治安維持法違反及び不敬罪の容疑で検挙され、1943年7月20日～1944年8月12日まで拘留された。片山尊の略歴および当該資料については、本研究所客員研究員の塩原將行氏にご教示いただいた。ほか、「創価教育の源流」編纂委員会編『評伝牧口常三郎』（第三文明社、2017年）、『全集』第10巻（1987年）、および堀日亨編『富士宗学要集』第9巻（富士宗学要集刊行会、1957年）も参照。

「更紙は幾らでも追加するから、此の題で君の頭の中に在る事を全部書いて見て呉れ給へ。」と云ふと高崎〔高橋利一〕警部補は、さっさと昨日迄の調書の清書を始めた。

さあ、いよいよ御出でなすった。彼の頭の中には一昨年の暮牧田〔牧口〕先生から、清水に居る父松三〔松治郎〕へ宛てて送られた葉書の文句が浮かんできた。「御令息を始め幾多青年が覚醒し呉れ過日は元文部次官白石〔石黒〕氏等にまで強折其の「神ながらの道」人の納得を受ける等の活躍——」

今年初めの矢平週造〔矢島周平〕氏の学校退職問題以来、俄に活発化して来たのであるが、以前から研鑽を重ねて屈指の論客として会長からも一応は許された命題である。

先に「人世地理学〔人生地理学〕」を、後に「郷土科研究」を著された先生の思想の中には、嘗て柳田国男氏を中心に、新渡戸稲造・田辺寿利氏等と共に十二名の学者グループの中に在って御専門の地理学を掲げて民俗学的或は社会科学の魁として云ふべき学問の研究に没頭された事があり、其の頃の御縁で川面凡児氏等と神道の研究もされたことがあって、神道の禊行などは改宗された後も毎朝の冷水浴、冷水摩擦の健康法として続けて居られた位であったから、当然日本神道に關しての御造詣も深かったのである。

牧田〔牧口〕先生の御説は神道家の最も得意とする「祭政一致論」の逆用<sup>63</sup>とも云ふべきもので、巧みに彼の得物を用いて破折されたのである。

今宗祖の立正安国論の「神天上他界説」を論ずれば一言の下に事足りる訳であるが、「安国論」を批判しようとする思想に対しては先づ彼の中に誤りを糺して自家撞着を起させる事を計らなければならない。

尊は先生の御説を更に是を發展させて一つの決着を付ける事にして鉛筆を執った。

「大日本帝国天皇は皇祖天照太神其の身に入り換らせ給ふ故に現人神と申し上げる。

即ち生身の天照太神である。八百万の神々とは現在の国民の事であると信ずるのが日本古神道の精神であり、日本国民の信念でなくてはならない。

我々国民は絶対に現在の天照太神で在られる天皇中心でなくてはならない。

天皇を差し置いて国民の我々が直接神宮中心の信念に立つ事は天皇を軽んずる事となつてしまふのである。

天皇御自身が神宮を祀られるではないかと云ふかも知れないが、是は天皇の御立場から祖廟を祀られる事は当然であるが臣下の立場からは不可とすべきものである。

其の証拠には延暦の儀式帳等の歴史に徴しても明らかに人民の拝礼の事はないとされているのである。

即ち専ら皇室のみの祖廟であったので神宮の生活も其の御庇護の下に何不足もなかったのである。

中世に及んで武家の政治となり、次第に此の風が衰へ、特に応仁の乱以後皇室の衰微と共に

<sup>63</sup> ここでは祭政一致論=神社非宗教論の逆用と理解してよいだろう。

其の庇護も途断え勝ちとなつてから、神宮は仏教の講中制度を真似て伊勢講中の成立を許し、果てには奨励した。

伊勢は元来内宮と外宮があり、内宮は天照太神、外宮は豊受太神を祀り、外宮は格が一段下がるのであるが、その劣等感の爲にも内宮に先んじて種々の対民衆活動を始めて、外宮が中心となつて一般民衆の参拝を認めて其の維持を図る様になつたのである。

特に「御師」と呼ばれる今日の交通公社の勧誘員の様な連中の発生を奨励して、全国的に各市、町、村を分担して伊勢参りの講中を組織させたのである。

そして当時一般に発売されては居なかつた曆の民間配布の特権を得て、是を仮名書きにして「御師」の任地へ土産として持たせると云ふ商売上手であつたのである。

此の「御師」連中が翌年の伊勢参り講を盛んにする爲に、先達の家々に神棚を作らせ、こっそりと製造して来た神札なるものを曆と一緒に配布して団体募集の能率増進を計[図]つたのである。

人々の競争心を利用した巧妙な方法であつた。

然し此処に特筆すべき事は所謂大麻に就いては、時々嚴重な制止があつたと云う事である。平田篤胤等の似非神道家のコヂツケ論等に胡麻化されて追々に不問に附される様になつて来たのであつたが、昭和の今日に於ては逆に政府が是を各家毎に祀る事を奨励する様になり、昨今はむしろ強制の風が起つてゐるのは全く奇妙な変化であり、黒を白と云はんとするものであらう。

国体明徴と云ふ事を徹底するならば、平田篤胤等の不敬を鳴らし、むしろ大麻を全面的に大々的に取締りを強化をこそなすべきであると思ふが如何ん？」<sup>64</sup>

まず、片山は牧口の葉書の言句とともに1941年11月初旬の石黒との対話を想起している。石黒との対話で片山が論じた「国体明徴論」は牧口からも一応論客として話すことを許された命題であつたと証言している。その内容は、牧口の「国体明徴論」から学んだものであつた。片山は、「遺稿」のこの場面で、牧口の「国体明徴論」を更に発展させて、御師や大麻の歴史を取り上げて問題に決着をつけようとしている。

牧口の「国体明徴論」は、神道家の「祭政一致論（神社非宗教論）」の逆用ともいふべきもので、相手の得物（現人神説など）を巧みに用いて、教義解釈の誤りを指摘するものであつた。神社非宗教とするのであれば、それは祈願の対象にはならない。よつて感謝の対象として、神社、天照大神、天皇を一元化する。逆用、いわゆる逆手に取るとは、ある物事を本来とは反対の目的に利用することや、自分の都合のよいように利用することを指すが、牧口の他の逆用の例として、前出の国史教育における「神託」の問題や、伊藤（2009）で詳細に論じられている忠孝一本（忠は孝に含まれる＝孝一元論）を挙げることができるだらう。訊問調書で「故に私達は忠孝の場合

<sup>64</sup> 同遺稿下巻43～49枚目。傍線引用者。

と同様一元的に「天皇一元論」で」<sup>65</sup>と述べているのもその証左で、牧口は一元論を戦略的に組み立てていたのであろうと推測できる。

## おわりに

以上、本稿では、牧口常三郎の「国体」に関する言及の変遷、およびその「国体明徴論」の再構成を試みた。「国体明徴論」を再構成することで、牧口の国体観を解釈するにあたっての補助線を引けたのではないかと考えている。従来は、検挙前と獄中でのスタンスの変化などが解釈上の難点となっていたが、牧口の天皇一元論に改めて着目することによって、逆用のレトリックという戦略的な側面、クレバーでしたたかな側面が見えてきたのではないだろうか。

牧口は、国体問題に関わらない程度に、という形で普選運動に関わってはいたが、その後、赤化青年転向者らの転向輔導に取り組むことになったことで、宗教運動および国体問題に関わらざるを得なくなった。前提として国体を変革や否定することはできず、国体を支持した上で、換骨奪胎的に国体を研究し再構成していくという方向性をとった。その再構成の大きなポイントが、忠孝一本（孝一元論）と天皇一元論である。この天皇一元論は、牧口の「国体明徴論」として、戦時下において「価値論」と同様のインパクトをもってたと評価していた会員も存在した。牧口の天皇一元論は、神社、天照大神、天皇を感謝の対象として集約し、信仰の対象を確保するしたたかな一元論であった。検挙前（天皇現人神説）と獄中（天皇凡夫説）でスタンスを変えたという解釈もあるが、検挙前、獄中どちらも天皇一元論を唱えている。天皇一元論は、論理的には現人神説を容認するわけだから牧口はスタンスを変えたわけではない。

牧口の教育・宗教運動は、革命と生活保証がセットになっている。社会主義者たちとの対話の中で牧口は次のように述べていた。『『なるほど現社会の構成には幾多の欠陥があるにより、改革を要すといふ議論には賛成する。けれども破壊しただけで、之に代はる建設案が成立しない間、国民の苦しみは恰も応仁の乱以後の戦国時代の再現とならぬか』との余が反問に、彼等は『維新の革命は如何。当時の所謂志士なるものに何の対案があつたか。然れども破壊後に立派な維新の社会となつて今日に及んだではないか』と。これに対して余の良心は最早防禦の辞に窮したのであつた。（中略）果して然らば破壊的運動のみによらずとも、建設的穩健手段により、資産階級の理解に訴へても、改革可能の時機が来ぬことはなからう。然らば之こそ教育者として相応しき途であらう。依つて国体問題に触れない範囲に於ける社会改良運動として普通選挙までの同伴に留めて以後は彼等と別れたのである。』<sup>66</sup>

この問題意識は、牧口の「価値論」にも流れている。革命（善の価値）と生活保証（美・利の価値）である。このバランス感覚が、彼の戦時下の言説にも現れているのであろう。

今後の課題としては、片山が言及していた教派的神道の二元論や川面凡児、寛克彦らの神社宗

<sup>65</sup> 前掲『全集』第10巻、206頁。

<sup>66</sup> 前掲『全集』第6巻、22～23頁。傍線引用者。

教論と牧口一元論の比較検討が残っている<sup>67</sup>。この検討によって牧口のスタンスが更にはっきりするだろうと考える。

---

<sup>67</sup> 河野省三によれば「寛博士と川面氏の神道説は哲学的組織の中に宗教的信仰が力強く動いてをり、又加藤博士の神道説は宗教学的的研究がその特色を為してゐる（中略）尚、寛博士の哲学的思索と宗教的信仰とによつて力説された神道説はその行的修養法と相待つて、大正時代から昭和の初にかけて著しくなつた時代思想の一傾向に投合して、我が思想界に多大の反響を与へ、神道の存在を力強く意識せしめる所があつた」（河野省三『神道読本 修訂』森北書店、1943年、86頁）と評価されている。